

札幌市厚別区ノルディックウォーキングポール貸出要領

令和2年10月20日
厚別区保健担当部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、市民の健康増進のため、ノルディックウォーキングを活用した自主的で継続的な健康づくりの取組を支援することを目的に、厚別区保健福祉部健康・子ども課（以下「健康・子ども課」という。）が所有するノルディックウォーキングポール（以下「ポール」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 ポールの貸出対象は、厚別区に住所のある個人または団体とする。

(貸出施設)

第3条 ポールの貸出しを行う施設（以下「貸出施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 厚別区保健福祉部健康・子ども課
厚別区厚別中央1条5丁目3-2 厚別保健センター
- (2) 厚別区保健福祉部健康・子ども課長が別に定める施設

(貸出手続)

第4条 ポールの貸出を希望する者は、個人については厚別区ノルディックウォーキングポール貸出申請書（個人用）（様式1）を、団体については厚別区ノルディックウォーキングポール貸出申請書（団体用）（様式2）を貸出施設に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した貸出施設は、その内容を確認し、適当と認めた場合は、ポールの貸出を行うものとする。

(貸出制限)

第5条 貸出施設は、次の各号の一つに該当すると認めるときはポールの貸出を行わないものとする。

- (1) 営利目的を含む活動において使用すると認めるとき。
- (2) 健康づくり活動以外の目的に使用すると認めるとき。

(貸出受付)

第6条 ポールの貸出受付日及び貸出受付時間は次のとおりとする。

(1) 貸出受付日

通年（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和53年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

(2) 貸出受付時間

受付は午前8時45分から午後5時15分までとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、貸出日を起算日として8日以内とする。

2 期間内に返却しない者に対しては、以後貸出を行わないことがある。

(貸出料)

第8条 ポールの貸出にかかる料金は無料とする。

(貸出数量)

第9条 ポールの一回あたりの貸出数量は、貸出施設におけるポールの保有状況に応じて定めるものとする。

(管理)

第10条 ポールの貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）は、貸出しを受けたポールを適切に管理し、取り扱わなければならない。また、借用者は、この要領に定める目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

(返却)

第11条 ポールの返却は、ポールの貸出しを受けた貸出施設に行うものとする。

2 返却に係る対応日時は、「第6条 貸出受付」の例による。

(損害賠償)

第12条 借用者は、ポールを破損又は紛失した場合は、直ちにポール紛失・破損届（様式3）を健康・子ども課に提出しなければならない。

2 不適切な使用によるポールの破損又は紛失に係る損害については、借用者が補修、弁償しなければならない。ただし、使用者の責に帰さない事由による破損又は紛失であると健康・子ども課長が認めたときはこの限りではない。

(免責)

第13条 札幌市は、この要領により貸出を行ったポールにより生じた事故及

び傷病については、損害賠償の責を負わないものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月20日から施行する。
- 2 健康機材貸出要領（平成28年3月1日施行）のうちポールについては適用を廃止する。